

利用規約

1. ソフトウェア約款の適用範囲

(a) 本ソフトウェア約款は、期間の限定または無期限にかかわらず、ハードウェアと共に供与される一部または付属品としてのソフトウェア、独立した製品として使用されるソフトウェア、およびソフトウェア関連ドキュメントに対して適用される基本的な利用規約です。本ソフトウェアは、複数の PC またはタブレット、ハンドヘルド型、ラップトップ、スマートフォンなど異なった機能を備えた機器と共に提供されるソフトウェア、およびインターネットを介してダウンロードすることができるソフトウェアです（以下、「ソフトウェア」といいます）。同じく、本ソフトウェア約款は、義務違反や性能の不具合の原因がソフトウェアにある場合には、全ての納入品の使用に対しても適用されます。その他の場合においては、ハードウェアに対しては Big Dutchman の一般取引条件または供給契約書で合意された条件のみが適用されるものとします。

(b) ファームウェアは、本ソフトウェア約款で定義する「ソフトウェア」には該当しません。

(c) 本ソフトウェア約款に該当する規定がない場合は、Big Dutchman の一般取引条件または供給契約書で合意された条件が適用されるものとします。

(d) 本ソフトウェア約款は、Big Dutchman がサービス履行の義務を承諾する規定ではありません。サービス業務に対しては別途、契約を交わすものとします。

2. 文書

Big Dutchman は、ソフトウェアの関連文書の全てにおいて、無制限の使用権および著作権を有しています。これらの文書を、Big Dutchman の承諾なく第三者に提供することを禁じます。

3. 使用権

ソフトウェアに対しては、他の全ての一般取引条件および契約を交わした合意とは異なる条件が適用されます：

(a) Big Dutchman は、お客様に対して、ソフトウェアの使用権を無条件で許諾するものではありません。使用権は、別途合意がない場合、ハードウェアの納入国に限り、適用されるものとします。使用権は、合意された期間に限定されますが、合意がない場合は無期限とします。

(b) 使用権が期間限定で許諾されている場合は、補足的に次の規定が適用されます： お客様は、契約書に記されているか、Big Dutchman によって特別に許可されているハードウェアとの併用に限りソフトウェアを使用できるものとし、その指定がない場合は、ソフトウェアと共に納入された付属のハードウェアとの併用に限り使用できるものとします。本ソフトウェアを他の機器と併用する際は、書面による納入元の明示的な合意が必要です。

(c) 契約書に複数の機器が記されている場合は、お客様が、許諾されたソフトウェアを同時にインストールまたは使用可能な状態にできるのは、お客様が第 3 項 (j) に沿ったマルチライセンスを取得していない限り、1 台の機器（単一ライセンス）に限定されるものとします。

(d) ソフトウェアの供与は、自動読み込み機能を有するフォームのみで行われます（オブジェクト・コード）。

(e) お客様がソフトウェアを複製できるのは、安全保護の目的に限るものとします（保護コピー）。その他においては、お客様は、第 3 項 (j) に準じたマルチ・ライセンスの枠内に限り、複製できるものとします。

(f) お客様は、著作権法の条項 § 69e（逆コンパイル）以外の場合において、ソフトウェアの変更、開発モードへのリセット、コンパイル、部分的な抽出などを行うことは禁じられています。お客様は、データ記憶媒体から英数字などの識別子を外してはならず、各保護コピーにおいても変更なくデータ移転を行うものとします。

(g) Big Dutchman はお客様に対して、重要な理由が提出された場合、許諾された使用権を第三者に譲渡する、取消し可能な権利を認めず。機器と共に購入された際は、お客様は、Big Dutchman からソフトウェアと共に購入した機器と必ず一緒に第三者に譲渡するものとします。第三者に対する使用権の譲渡において、お客様は、本契約書に記されたお客様に対する許諾以上のソフトウェア使用権を第三者に許可しないことを保証し、少なくとも本契約書にあるソフトウェア使用義務を第三者に課すものとします。ここにおいて、お客様はソフトウェアの複製を保持しておくことはできません。お客様は、サブライセンスを供与する権限は有しません。お客様がソフトウェアを第三者に譲渡した時点で、万が一の輸出に対して責任を負うのはお客様であり、Big Dutchman は義務から免除されるものとします。

(h) Big Dutchman が派生した権利しか所有していないソフトウェアで、ソフトウェアがオープンソース・ソフトウェア（サードパーティーのソフトウェア）でない場合は、お客様が関係する限り（例：エンドユーザー・ライセンス契約）、第 3 項の規定よりも優先的かつ補足的に、Big Dutchman とライセンス供与者との間で合意された使用条件が適用されるものとします。これにより、場合によっては、Big Dutchman はお客様に該当契約の提示を要求できるものとします。

(i) オープンソース・ソフトウェアに対しては、第3項の規定に優先して、オープンソース・ソフトウェアが従属している使用条件が適用されます。Big Dutchman は、オープンソース・ソフトウェアの使用条件において定められている場合に限り、ソースコードをお客様に供与または提示するものとします。Big Dutchman は、供与したオープンソース・ソフトウェアの存在および使用条件の提示、並びに使用条件の取得をお客様に対して提供し、使用条件に基づくものであれば、お客様に一任するものとします。

(j) 複数の機器に対するソフトウェアの使用においては、お客様は別途に契約した使用権を必要とします。ソフトウェアの複製が行われない場合においても、ネットワーク上でのソフトウェアの使用に対しては、同様に使用権が必要です。上記のようなケース（以下「マルチライセンス」といいます）においては、第3項(a)から(i)までの補遺かつ優先的な規定として、下記の(aa)および(bb)が適用されます。

(aa) マルチライセンスの前提条件は、お客様に許諾されているソフトウェアの内、作成してもよい複製許可の数、およびソフトウェアを使用してもよい機器数または社員数などが記載された、書面による明示的な承認とする。マルチライセンスに対しては、第3項 (g) 2号が適用されるが、お客様のマルチライセンスを第三者に譲渡するには、必ずマルチライセンスがソフトウェアを使用してもよい全機器と共に供与されることを条件とする。

(bb) お客様は、Big Dutchman からマルチライセンスと共に取得した、複製に関する注意事項を遵守するものとする。お客様は全ての複製の残量を記録し、Big Dutchman から要求があった場合は提出するものとする。

4. 危険移転

商品納入の Big Dutchman 一般取引条件の条項 IV S. 5.の補遺として下記が適用されます:

電子通信媒体（例: インターネット）を用いたソフトウェアの譲渡においては、ソフトウェアに対して納入者の管理範囲が及ばなくなった時点（例: ダウンロード）で危険性が移転し、納入者が責任を負うものではありません。

5. 注文者のその他の付属義務と責任

商品納入の Big Dutchman 一般取引条件の条項 VII の補遺として下記が適用されます:

お客様は、ソフトウェアによる損傷の防止または抑制に対して、必要かつ可能な措置を施すものとします。特に、プログラムとデータの定期的なバックアップを行うものとします。お客様がこれらの義務を怠った場合、発生した結果に対して、特に紛失または損傷したデータやプログラムの再生に対して、Big Dutchman は責任を負わないものとします。立証責任の変更は上記の規約に伴うものではありません。

6. 欠陥

(1) 無期限で許諾されたソフトウェアに対しては、商品納入の Big Dutchman 一般取引条件の条項 VIII が下記のように改訂されています:

(a) ソフトウェアの欠陥に対する請求権の期限は 12 ヶ月とします。民法典の第 438 章 1 項 2 号（建築物関連）、第 479 章 1 項（返還請求権）、第 634 章 a の 1 項 2 号（構造欠陥）に基づき、より長い期間が民法典によって定められている場合、生命、身体、健康に影響を及ぼす有責的な損傷を及ぼした場合、納入者による故意または多大な過失による義務違反、悪意による欠陥の隠蔽、並びに製品保証の不励行などの場合は、本期限は適用されません。期限の開始は、危険性が移転した時点とします。期限の中断および期限の再計算に関する法的な規定には、影響を及ぼさないものとします。

(b) ソフトウェアの欠陥は、お客様によって確認され、再現可能な仕様の不具合に限り、認めるものとします。しかし、以前にお客様に許諾されたソフトウェアのバージョンでは発生せず、お客様が使用する上で妥当な状態である場合は、欠陥として認めないものとします。

(c) 注文者による欠陥に対する苦情は、速やかに書面によって行うものとします。欠陥および該当するデータ処理の状況については、できる限り詳細に描写するものとします。

(d) 以下の場合、欠陥に対する請求権は認められません

- 合意した取引条件とわずかな違いしかない場合
- 使用における影響度がわずかな場合
- 正しくない取扱い、または不用心な取扱いを起因とする損傷の場合
- 契約条件には属さない、外部からの大きい影響を起因とする損傷の場合
- お客様または第三者による変更や改造が行われていた場合、およびそれにより発生した結果、
- 許諾されたソフトウェアが、お客様が使用しているデータ処理環境に適合しない場合
- 許諾されたソフトウェアが、Big Dutchman が許可していない機器と併用された場合

(e) ソフトウェアに欠陥が発見された際は、まず Big Dutchman に、適切な期間内に追完を行う機会が与えられるものとします。また、追完の形態については Big Dutchman が選択できるものとします。

(f) Big Dutchman が追完の形態を別に選択しなかった際は、ソフトウェアの欠陥の除去に対する追完は次のように実施します:

(aa) Big Dutchman は、すでに Big Dutchman に準備が整っているか、適切な時間とコストで用意できる場合は、代替となる、新たなエディション（アップデート）またはソフトウェアの新バージョン（アップグレード）をライセンス許諾する。Big Dutchman がお客様に対してマルチライセンスを許諾している場合は、お客様は代替と

してライセンス許諾されたアップデートまたはアップグレードのいずれかにおいて、マルチライセンスに該当する複製版の中からひとつを作成できるものとする。

(bb) アップデート版またはアップグレード版のライセンス許諾まで、欠陥対策の中間的な解決策があり、時間・コスト的にも実行可能で、時間を延ばせられないお客様の業務の遂行が欠陥によって妨げられている場合は、Big Dutchman はその仮の解決策をお客様に提供するものとする。

(cc) 納入されたデータ記憶媒体またはドキュメントに欠陥があった場合は、お客様は、Big Dutchman がこれらを欠陥のないものと交換することのみを要求できるものとする。

(dd) 欠陥の除去は、お客様の居所または Big Dutchman 社で、または Big Dutchman の正規代理店の技術者が直接または通信媒体を用いて間接的に行うかを、Big Dutchman が選択できるものとします。Big Dutchman がお客様の下で行う作業を選択した際は、お客様は、ハードウェア、ソフトウェア、その他の作業環境（必要なコンピューターの動作時間も含む）を提供し、適切な操作技術者も配置するものとします。通信媒体を用いた遠隔作業を Big Dutchman が選択した場合は、お客様は、納入したハードウェアの接続およびオンライン・アクセスを確保し、場合によっては、Big Dutchman の指示を現場で確認できる担当者を配置するものとします。また、お客様は、欠陥の除去作業に必要な文書と情報を Big Dutchman に提供し、必要に応じてオンライン・アクセスを供与するものとします。

(ee) Big Dutchman から要望があれば、場合によってはドイツのデータ保護法に基づく Big Dutchman の遠隔保守条件の下で、お客様は遠隔保守作業のアクセスを準備するものとします。

(g) 追完に失敗した際は、お客様は、商品納入の Big Dutchman 一般取引条件の条項 VII に基づき、損害賠償請求権に関係なく、契約の破棄または損害額を削減できるものとします。

(h) 欠陥に対する苦情においては、お客様の支払い金額は、発生した欠陥の程度に応じた額に制限されるものとします。お客様が以後の支払いを保留できるのは、権利に全く疑う余地がなく、欠陥に対する苦情が正式に認められた場合に限るものとします。欠陥に対する苦情が誤りだったことが判明した際は、Big Dutchman は、お客様によって発生したコストに対する支払い請求権を有するものとします。

(i) 損害賠償の請求権に対しては、商品納入の Big Dutchman 一般取引条件の条項 VII にある、その他の項目も適用されるものとします。欠陥を理由とする Big Dutchman および履行補助者に対する請求権の内、本条項の第 6 項で定められたお客様の請求権利を超えていたり、異なった内容の場合は、請求権は該当しないものとします。

(2) 期限付きで許諾されたソフトウェアに対しては、商品納入の Big Dutchman 一般取引条件の条項 VII に代わり、次の項目が適用されます。

(a) ソフトウェアの欠陥として認められるのは、お客様によって実証され、再現可能な仕様の不具合とします。しかし、以前にお客様に許諾されたソフトウェアのバージョンでは発生せず、お客様が使用する上で妥当な水準である場合は、欠陥として認めないものとします。

(b) 注文者による欠陥に対する苦情は、速やかに書面によって行うものとします。欠陥および該当するデータ処理の状況については、できる限り詳細に描写するものとします。

(c) 以下の場合、欠陥に対する請求権は認められません

- 合意した取引条件とわずかな違いしかない場合
- 使用における影響度がわずかな場合
- 正しくない取扱い、または不用心な取扱いを起因とする損傷の場合
- 契約条件には属さない、外部からの大きい影響を起因とする損傷の場合
- お客様または第三者による変更や改造が行われていた場合、およびそれにより発生した結果、
- 許諾されたソフトウェアが、お客様が使用しているデータ処理環境に適合しない場合
- 許諾されたソフトウェアが、Big Dutchman が許可していない機器と併用された場合

(d) ソフトウェアに欠陥が発見された際は、まず Big Dutchman に、適切な期間内に追完を行う機会を与えられるものとします。また、追完の形態については Big Dutchman が選択できるものとします。

(e) Big Dutchman が追完の形態を別に選択しなかった際は、ソフトウェアの欠陥の除去に対する追完は次のように実施します：

(aa) Big Dutchman は代替として、すでに Big Dutchman に準備が整っているか、ある程度の時間とコストで用意できる場合は、新たなエディション（アップデート）またはソフトウェアの新バージョン（アップグレード）をライセンス許諾する。Big Dutchman がお客様に対してマルチライセンスを許諾している場合は、お客様は代替としてライセンス許諾されたアップデートまたはアップグレードのいずれかにおいて、マルチライセンスに該当する複製版の中からひとつを作成できるものとする。

(bb) アップデート版またはアップグレード版のライセンス許諾まで、欠陥対策の中間的な解決策があり、時間・コスト的にも実行可能で、時間を延ばせられないお客様の業務の遂行が欠陥によって妨げられている場合は、Big Dutchman はその仮の解決策をお客様に提供するものとする。

(cc) 納入されたデータ記憶媒体またはドキュメントに欠陥があった場合は、お客様は、Big Dutchman がこれらを欠陥のないものと交換することのみを要求できるものとする。

(dd) 欠陥の除去は、Big Dutchman の選択に応じて、お客様の居所または Big Dutchman 社で、または遠隔保守業務として、或いは Big Dutchman が委託した第三者がお客様の現場で行うものとします。Big Dutchman がお客様の下で行う作業を選択した場合は、お客様は、ハードウェア、ソフトウェア、その他の作業環境（必要なコンピューターの動作時間も含む）を提供し、適切な操作技術者も配置するものとします。お客様は、手元にある欠陥の除去作業に必要な文書と情報を Big Dutchman に提供するものとします。通信媒体を用いた遠隔保守作業を Big Dutchman が選択した場合は、お客様は現場で正常な機能を確認する専門技術者を配置するものとします。

(ee) Big Dutchman から要望があれば、お客様は遠隔保守作業のアクセスを供与するものとします。

(f) 追完に失敗した際は、お客様は、商品納入の Big Dutchman 一般取引条件の条項 VII に基づき、損害賠償請求権に関係なく、契約の即時の解約または損害額を削減できるものとします。

(g) 損害賠償の請求権に対しては、商品納入の Big Dutchman 一般取引条件の条項 VII にある、その他の項目も適用されるものとします。欠陥を理由とする Big Dutchman および履行補助者に対する請求権の内、本条項の第 6 項で定められたお客様の請求権利を超えていたり、異なった内容の場合は、請求権は該当しないものとします。

7. 知的所有権と著作権; 瑕疵ある権原

商品納入の Big Dutchman 一般取引条件の条項 VII に関する追加要件:

(1) 別途の合意がない限り、Big Dutchman は納入国に限り、知的所有権及び第三者の著作権（以下、「知的所有権」といいます）フリーとして納入する義務を負っています。第三者が、Big Dutchman による知的所有権の侵害を理由に、契約に準拠して使用している納入品に対してお客様に徴求があった場合は、Big Dutchman はお客様に対して、無期限の許諾ソフトウェアにおいては欠陥の場合の合意期限、期間限定の許諾ソフトウェアにおいては法的に定められた期限において、次のような義務を負います:

(a) Big Dutchman は、該当納入品のコストに応じた当社の選択に沿って、知的所有権が侵害されないように使用権の修正または交換を行えるものとします。適度な条件を満たすことが Big Dutchman にとって不可能な場合は、お客様に対して法的な解約または減額を認めるものとします。

(b) 納入者による損害賠償の義務は、商品納入の Big Dutchman 一般取引条件の条項 VII に従うものとします。

(c) 以上で述べた納入者の義務は、お客様が第三者によって正当とされた請求権について Big Dutchman に書面で速やかに通知し、侵害について正式に認めず、Big Dutchman があらゆる措置を講じたり、交渉の余地が残されている場合に限りです。損害賠償額の軽減などの重要な理由により、お客様が納入品の使用を中断した場合は、お客様には、使用の中断が知的所有権の侵害を認めることではないことを第三者に必ず伝える義務があるものとします。

(2) 注文者の請求権は、注文者が知的所有権の侵害に対して代行している限り、行使できないものとします。

(3) さらに、注文者の特別な意図による知的所有権の侵害、Big Dutchman が想定不可能な使用による知的所有権の侵害、或いはお客様が納入品の変更を行ったり、Big Dutchman 社には属さない他社の製品との併用による知的所有権の侵害においては、注文者の請求権は行使できないものとします。

(4) 知的所有権の侵害においては、第 7 項 1 号(a)で定められている注文者の請求権、その他においては第 6 項 1 号(h)および第 6 項 1 号(e)1 句に準じるものとします。

(5) その他の瑕疵ある権原が提示された際は、第 6 項に準じるものとします。

(6) 瑕疵ある権原を理由とする Big Dutchman および履行補助者に対する請求権の内、本条項の第 7 項で定められた注文者の請求権利を超えていたり、異なった内容の場合は、請求権は該当しないものとします。